

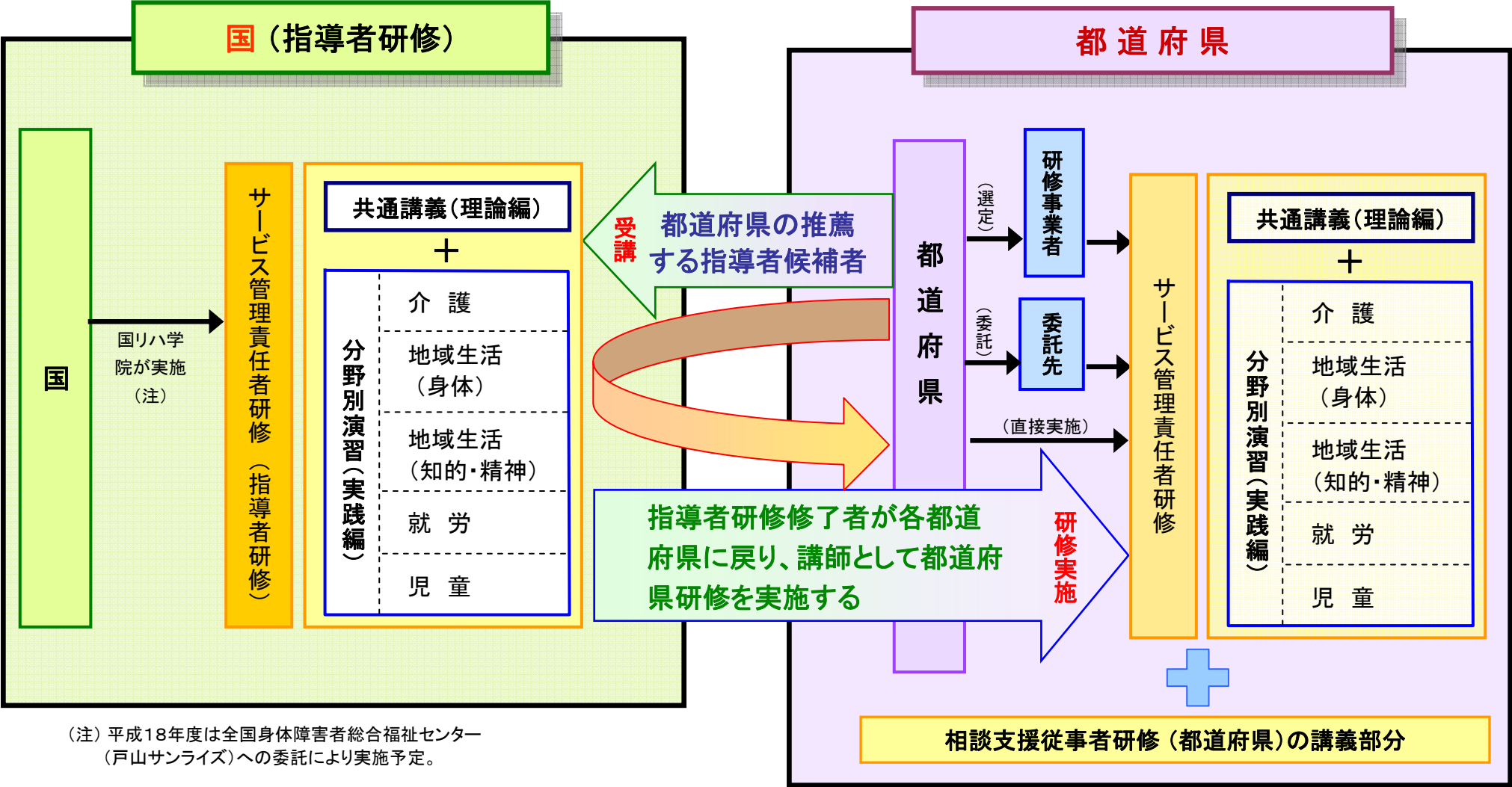
サービス管理責任者研修について

(注) 資料内容については、今後の検討状況により変更があり得るものである。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

平成18年6月26日

「サービス管理責任者研修」の全体イメージ



「サービス管理責任者研修」の分野設定

- サービス管理責任者として必要な専門的知識と技術を習得するため、各事業の機能と特性に対応できる講義と演習により構成される研修を実施。
- サービス管理責任者を養成するため次の5分野を設定。(テキストも分野別に作成)

第1分野：介護 → (療養介護・生活介護 (施設入所支援に係るものを含む))

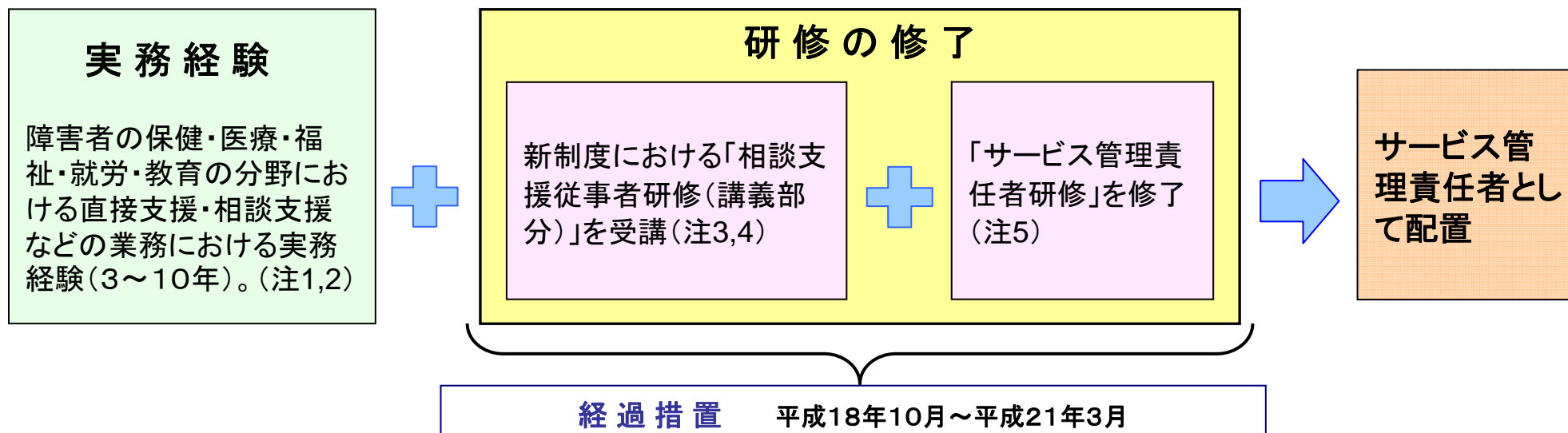
第2分野：地域生活(身体) → (機能訓練)

第3分野：地域生活(知的・精神) → (生活訓練・共同生活援助・共同生活介護)

第4分野：就労 → (就労移行支援・就労継続支援)

第5分野：児童 → (児童デイサービス)

「サービス管理責任者」の要件



実務経験の要件を満たしていれば、平成21年3月までの間に「相談支援従事者研修(講義部分)」を受講し、かつ「サービス管理責任者研修」を修了することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。

- (注1) 実務経験については、「参考1」を参照。
- (注2) グループホーム、ケアホーム、児童デイサービスについては、現にサービス提供を実施している事業者において、実務経験を満たす人材を確保できない場合に限り、平成19年度末までに「相談支援従事者研修(講義部分)」と「サービス管理責任者研修」を受講・修了することを条件として、3年以上の実務経験をもって暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。
- (注3) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、講義部分(「参考2」の2日間の部分)をいう。
- (注4) 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成18年度以降、経過措置終了までの間に「相談支援従事者初任者研修」(1日)を受講した場合、新制度における「相談支援従事者研修」を修了したものと見なす。
- (注5) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラム(分野別のカリキュラム)を修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。

参考1

サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		サービス管理責任者	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

参考2

相談支援従事者研修とサービス管理責任者研修との関係

障害者相談支援従事者研修カリキュラム(案)					サービス管理責任者研修カリキュラム(案)				
日数	科目	方法	獲得目標	時間数	日数	科目	方法	獲得目標	時間数
1 日目	開講式・オリエンテーション				1 日目	開講式・オリエンテーション			
	障害者自立支援法の概要	講義	障害者自立支援法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。	1.5		障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割	講義	障害者自立支援法における各事業の機能とサービス内容、サービスの質を確保するために必要なサービス管理者の基本的な役割について解説	2
	相談支援事業と相談支援専門員(概論)	講義	障害者自立支援法におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割を理解する。	1		サービス提供のプロセスと管理	講義	サービス提供のプロセス全体を解説するとともに、サービス管理責任者がそのプロセスにどのように係わるかを具体的に解説	2
	障害者自立支援法におけるケアマネジメント手法	講義	障害者自立支援法におけるケアマネジメントの位置付けと支給決定プロセス(相談支援の流れ)、基本姿勢について理解を深める	3		サービス提供者と関係機関の連携	講義	実際のサービス提供現場において、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築の事例を報告(就労が地域生活の事例を通じた報告を想定)	2
	障害程度区分(概論)	講義	障害程度区分の意義、内容について理解する	1					
2 日目	障害者の地域生活支援	講義	障害者の地域生活における人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援を理解する。	1.5	2 日目	分野別のアセスメントとサービス提供の基本姿勢	講義	個別支援計画の内容を左右するアセスメントについては分野別の特殊性が大きく、また、分野によってサービスを提供する上での基本的姿勢が異なることから、分野別のアセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについて解説	3
	障害者のケアマネジメント(概論)	講義	ケアマネジメントの目的、理論的変遷、障害者の生活ニーズの捉え方の理解を深める。	2		初期状態の把握から個別支援計画の作成(事例研究①)	演習	分野別の事例を用いて、アセスメントによる利用者像の正確な把握から各事業のサービス内容を理解した上で、以下の点に注意しながら到達すべき目標の設定と、その実現のための個別支援計画の作成について演習する	4
	権利擁護	講義	ケアマネジメントプロセス全般における権利擁護の視点を理解する。	1.5					
3 日目	ケアマネジメントの展開	演習	事例を通して、アセスメント・サービス利用計画作成・社会資源の活用と調整、モニタリング、実施評価を理解する。	6	3 日目	中間評価に基づく支援方針の修正と終了時評価(事例研究②)	演習	分野別の事例を用いて、サービス提供開始後の中間評価に基づく支援方針の適切な修正方法や、次のステージを想定した終了時評価のあり方について演習する	3
	実習ガイダンス	演習	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習につなげる。 ※1	1		サービス内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議)	演習	個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、サービス管理責任者としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する	3
						閉講式			
4 日目	演習Ⅰ(3)	演習	課外実習で作成した各自のアセスメント表、サービス利用計画書を発表し、相互の事例の理解を深める。	7	計				19
	演習Ⅱ(4)	演習	模擬的なサービス担当者会議を通じて事例検討を行いケアマネジメント手法を具体的に理解する。						
5 日目	実習まとめ	演習	発表事例の事後的・客観的評価により実習の総括を行う。	3	※ サービス管理責任者研修の受講者は、  で困った部分を受講することで研修修了の要件を満たす。				
	地域自立支援協議会の役割と活用	講義	地域自立支援協議会の運営方法について理解する。	3					
	閉講式								
計				31.5					